# 「介護老人福祉施設」重要事項説明書

当事業所は介護保険施設の指定を受けています。 (熊本県指定第 4372500365 号)

当施設は、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次の通り説明します。

## 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 三峰福祉会
- (2) 法人所在地 熊本県熊本市北区植木町豊田 187 番地
- (3) 電話番号 096-272-5055
- (4) 代表者氏名 理事長 納冨修次郎

#### 2. 施設概要

(1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設 平成12年4月1日指定 熊本県第4372500365号

#### (2) 施設の目的

指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力の応じ可能な限り自立した日常生活が営むことができるよう支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護福祉サービスを提供します。

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護福祉サービスを受ける事が困難な方がご利用いただけます。

- (3) 施設の名称 介護老人福祉施設 黎明館
- (4) 施設の所在地 熊本県熊本市北区植木町豊田 187 番地
- (5) 電話番号 096-272-5055
- (6) 管理者氏名 納富修次郎
- (7) 開設年月日 平成4年4月1日
- (8) 利用可能定員 50名

#### 3. 居室の概要

当施設では、以下の居室、設備をご用意しています。入居される居室は、原則として 4 人部屋ですが、個室など他の種類の居室へ住居を希望される場合には、その旨申し出て下さい。

(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室	備考
個室(1人部屋)	6	
2人部屋	2	
4人部屋	10	
合計	18	
食堂	1	
機能訓練室	1	
浴室	2	(一般浴 1·中間浴 1·機械浴 1)
医務室	11	

<sup>\*</sup>上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に設置が義務づけられている施設・整備です。

この施設・設備のご利用にあたって、ご契約に特別にご負担いただく必要経費はありません。

#### ☆居室の変更

ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により、施設でその可否を決定します。

又、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族などと協議のうえ決定するものとします。

## ☆居室に関する特記事項

トイレの配置場所については、東棟は中央にMVを配置しています。又、南棟については、各居室にMVを配置しております。

## 4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、次に記載する職種の職員を配置しています。

#### く主な職員の配置状況>

工人机员以此巨小儿儿	
職種	配置状況
施設長	1人
副施設長	1人
医師	必要数
事務職員	1人以上
生活相談員	1人以上
介護·看護職員	利用者3人に対し1人
	(うち看護職員は2人以上)
管理栄養士	1人以上
機能訓練指導員	1人以上
介護支援専門員	1人以上

#### 〈主な職員の勤務体制〉

こる。根質の動物や同り	
施設長·副施設長·事務職員	午前 8:30~午後 17:30
医師	毎週木曜日 午前 10:00~午後 12:00
生活相談員·介護支援専門員	午前 8:20~午後 17:30
機能訓練指導員·管理栄養士	
看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
	日中午前8:20~午後17:30
介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
	日中午前 8:20~午後 17:30
	夜間午後 17:15~午前 9:00

## 5. 当施設が提供するサービス利用料金

当施設では、ご契約者に対して、以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについては

☆ 利用料金が介護保険から給付される場合

☆利用料金をご契約者に負担いただく場合があります。

(1)介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の7~9割が介護保険から給付されます。

#### くサービスの概要>

#### 1)食事

・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体状況及び嗜好を考慮

## した食事を提供します

・ご契約者の自立支援のため離床して、食堂にて食事をとっていただく事を原則としています。 (食事時間) 朝食 8:30~ 昼食 12:00~ 夕食 17:00~

#### 2)排泄

・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

#### 3)入浴

- ・入浴を週2回行います。又、身体状況の変化により入浴サービスができない場合、必要に応じて、清拭を行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

#### 4)機能訓練

・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を行います。

#### 5)健康管理

- ・医師による回診を木曜日に行います。
- ・看護師による定期的な健康管理。

#### 6)その他の自立への支援

- ・寝たきり防止のためできるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

#### くサービス利用料金(1日あたり)>

## (従来型個室)

契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護 4	要介護 5
とサービス利用料	5,890 円	6,590 円	7,320 円	8,020 円	8,710 円
うち、介護保険から	5,301 円	5,931 円	6,588 円	7,218 円	7,839 円
給付される金額					
サービス利用に係る	589 円	659 円	732 円	802 円	871 円
自己負担額					

#### (多床室)

契約者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護 4	要介護 5
とサービス利用料	5,890 円	6,590 円	7,320 円	8,020 円	8,710 円
うち、介護保険から	5,301 円	5,931 円	6,588 円	7,218 円	7,839 円
給付される金額					
サービス利用に係る	589 円	659 円	732 円	802 円	871 円
自己負担額					

<sup>\*</sup>諸加算については、別紙利用料金に記載しています。

☆上記各料金表で施設サービスが利用できるのは要介護認定で要介護度 1 以上の認定を受けている利用者のみです。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を 変更します。

## (2)介護保険の給付対象とならないサービス

1居住費(滞在費)及び食費

- 長代学     展表 / パン 代表						
	居住費(滞在5	食 費				
	従来型個室					
基準費用額	1,445 円	915 円	1,370 円			
第1段階	380 円	0円	380 円			
第2段階	480 円	430 円	480 円			
第3段階(1)	880 円	430 円	880 円			
第3段階(2)	880 円	430 円	880 円			

- \*ただし、入院等で居室の利用がない場合においても居住費をいただきます。
- \*家族等が宿泊を希望される場合には、併設する地域密着型特養れいめいの家の特別室を 利用する事はできますが、別途料金がかかります。

【居室料】1日 3.000円 【食事代】朝食 401円 昼食 522円 夕食 522円

#### 2 理髮、美容

随時、美容師の出張による理髪サービス(理髪、顔剃、洗髪)をご利用いただけます。 サービス提供に応じた額を自己負担していただきます。

概算料金を別添利用料金表に記載しております。

#### 3貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は以下の通りです。 貴重品管理料 1 ケ月あたり 1.000 円

○管理する金銭の形態 : 施設の指定する金融機関に預けている預金等

○お預かりするもの : 上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書等

○保管管理署 : 施設長

○出納方法: 主な手続き内容については、以下のとおりです。

- ·預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者に提出していただきます。
- ・保管管理署は、上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は、出入金の都度、出入金記録を定期的に作成し、その写しをご契約者へ交付します。

#### 4レクリエーション、クラブ活動

1) 主なレクリエーション行事

レクリエーション活動については、レクリエーション担当者の指導により利用者皆様に楽しんでいただけるようなレクリエーション活動をおこないます。

#### 2) クラブ活動

習字、生花、手芸、肥後狂句、園芸など各種クラブ活動を開催し、ご契約者の残存機能の維持·気分転換なども兼ねて実施します

#### 5 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とされる場合は、実費をご負担いただきます。 1 枚につき 10 円

6日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者にご負担いただく 事が適用であるものに係る費用についてはご負担いただきます。尚、おむつ代は介護保険給 付対象となっていますので、ご負担金はありません。

\* 実費及び別添利用料金表に定めるとおりです。

7 医療費控除に関する証明書交付について

当施設の利用料は医療費控除の対象となりますが、控除に関する証明書を依頼される場合は、 別途料金が必要となりなす。 1枚につき 1,000 円

8契約書第22条に定める所定の料金

ご契約者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に本来の契約終了時から現実に居室明け渡された日までの期間に係る料金を下記のとおりにいただきます。

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護 4	要介護5
料金	従来型個室	5,890 円	6,590 円	7,320 円	8,020 円	8,710 円
(1日あたり)	多床室	5,890 円	6,590 円	7,320 円	8,020 円	8,710 円

\*尚、上記表については1日あたりの負担金の内訳を記載しております。

☆経済状況の著しい変化その他やむをえない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更事由について、変更を行う2ケ月前までにご説明します。

## (3)利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金、費用は、1ケ月毎に計算し、ご請求しますので、翌月の15日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

(1ケ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

#### ア.窓口での現金支払い

イ.下記指定金融機関指定口座への振り込み

肥後銀行·熊本第一信用金庫·郵便振替等

ウ.本人名義の金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関 肥後銀行・郵便局 等

#### (4)入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記医療機関において診療や入院治療を受ける事ができます。(但し、下記医療機関での診察、入院加療を保証するものではありません。又、下記医療機関での診察、入院加療を義務付けるものではありません。)

原則、施設生活上で異常があった場合には主治医に報告し、必要な指示を受けるものとします。

## 1 嘱託医療機関

医療機関の名称 : 寺尾病院

所 在 地 熊本県熊本市北区小糸山町 759

|診療科 = 整形外科·外科·内科·耳鼻咽喉科·皮膚科·放射線科·麻酔科

#### 2協力医療機関

医療機関の名称 : 大塚病院

所 在 地 熊本県熊本市北区植木町豊田 603

診療科 : 内科·外科·胃腸科·肛門科

医療機関の名称 \* 寺尾病院

所 在 地 熊本県熊本市北区小糸山 759

診療科:整形外科·外科·内科·耳鼻咽喉科·皮膚科·放射線科·麻酔科

医療機関の名称: 牧歯科医院

所 在 地 熊本県熊本市北区植木町植木 182

診療科 歯科

医療機関の名称 常宮崎 眼科 医院

所 在 地 熊本県熊本市北区植木町植木 192-1

診療科 眼科

## 6. 施設を退所していただく場合

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に下記のような事項に至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。

- 1 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立または要支援と判定された場合(但し、ご契約者が、平成12年4月1日以前からホームに入所している場合は、本号は平成17年3月31日まで適用されません。)
- 2 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむをえない事由によりホームを閉鎖した場合
- 3 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- 4 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 5 ご契約者から退所の申し出があった場合
- 6 事業所から退所の申し出を行った場合
- (1) ご契約者からの退所の申し出

契約の有効期限であっても、ご契約者から当施設の退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書を事業所にご提出ください。(解約届出書は施設退所申請書での代用可能)

- 1 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- 2 ご契約者が入院された場合
- 3 事業者もしくはサービス従事者が適当な理由なく本契約に定める介護老人福祉サービスを実施しない場合
- 4事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- 5 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は、著しい不信行為、その他の本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 6 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つけるおそれのある場合に おいて、事業所が適切な処置をとらない場合
- (2) 事業者からの申し出により退所していただく場合
  - 1 ご契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実に告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - 2 ご契約者によりサービス利用料金の支払いが3ケ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にも拘らず これが支払われない場合
  - 3ご契約者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - 4ご契約者が連続して3ケ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
  - 5ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もL〈は介護療養型医療施設に入院した場合
  - \*ご契約者が病院等に入院した場合の対応について
  - 1 利用者の入院後、おおむね3ケ月以内に退院する事が明らかに見込める時は、退院後再び施設をご利用いただけるよう致します。3ケ月を超える入院については、再度利用申し込みの手続きをお願い致します。なお、入院中の床については、短期入所生活介護サービスに利用する場合があります。
- (3)円滑な退所のための援助

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望より、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

○適切な病院もしくは診療所又は、介護老人保健施設の紹介

- ○居宅介護支援事業者の紹介
- ○その他、保健、医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

## 7. 残置物引取人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。但し、ご利用契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて「残置物引取人」を定めていただきます。当施設は「残置物引取人」に連絡の上、残置物を引き取っていただきます。また、引き渡しにかかわる費用については、ご契約者又は「残置物引取人」にご負担いただきます。

## 8. 事故発生時の対応について

サービス提供時に何らかの事故が発生した場合は、速やかに保険者、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。又、事故を起因として賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。但し、施設の責任に帰すべからず事由による場合にはこの限りではありません。

## 9. 苦情の受付について

当施設に苦情処理窓口は設置しておりますが、各市町村に苦情相談窓口を設置しています。施設の住所地の行政機関、熊本県国民健康保険団体連合会、熊本県社会福祉協議会についても記載しております。

当施設における苦情やご相談は、以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

: 生活相談員 村上毅

○苦情解決責任者

:施設長納富修次郎

○受付時間

: 每週 月曜日~金曜日 午前 8:30~午後 17:30

○苦情受付第3者委員 : 吉田聖子 (096)272-7703

: 立花久幸 (096)282-8389(社協東区事務所内)

所在地 熊本市中央区手取本町1番1号
電話 (096)328-2793
受付時間 午前 8:30~午後 17:00
所在地 熊本市北区植木町岩野 238-1
電話 (096)272-1128
受付時間 午前 8:30~午後 17:00
所在地 熊本市東区健軍2丁目4-10
電話 (096)214-1101
FAX (096)214-1105
受付時間 午前 8:30~午後 17:00
*時間外及び休日は、留守番電話及び FAX で受付ます
所在地 熊本市中央区南千反畑町 3-7
電話 (096)354-5454
FAX (096)354-5440
受付時間 午前 8:30~午後 17:00

10.	介護	保険証の	の新規、	変更、	更新に	ついて	(同	意)
-----	----	------	------	-----	-----	-----	----	----

介護保険証の新規、変更、更新申請について、当事業所担当職員に業務を依頼します。但し、申 請業務をご家族がなされる場合には記載の必要はありません。

		家族住所	
		利用者氏名	印
		家族氏名	<b>(P)</b>
令和	年	月日	
指定介	護老人	福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき説明	をおこないました。
指定介	護老人	福祉施設 黎明館	
		説明職員名	A

私は、本事 サービス提供開始に同意しました。

> 利用者もしくは家族住所 印 利用者もしくは家族氏名

## 介護老人福祉施設サービス利用料金

# 【重要事項説明書別紙】 令和6年8月1日

## ① 介護保険給付対象分

(従来型個室) I

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
589円	659円	732円	802円	871円

#### (多床室) Ⅱ

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護 5
589円	659円	732円	802円	871円

## ② 加算分

単価	
20円	
246円	
30円	
22円	
460円	
36円	
14. 00%	所定単位数×14.0%で算定します
12円	
250	1ヶ月に1回のみの加算です。
70	1ヶ月に1回のみの加算です。
90	1ヶ月に1回のみの加算です。
200	1ヶ月に1回のみの加算です。
	20円 246円 30円 22円 460円 36円 14.00% 12円 250 70 90

#### ③ 介護保険給付対象外分

	食 費		居住	費
	食	貝	個室	多床室
基準費用額	1,	445円	1,231円	915円
第1段階		380円	380円	0円
第2段階		480円	480円	430円
第3段階(1)		880円	880円	430円
第3段階(2)		880円	880円	430円

食事内訳:朝食401円、昼食522円、夕食522円

#### ④ 特別室利用について

れいめいの家特別室を利用する事ができます。

ただし、下記の料金が発生します。

居室料	1日3,	000円				
食費	朝食	401円	昼食	522円	夕食	522円

## ⑤ 訪問理美容料金表

当施設では、外部業者に委託し訪問理美容サービスを提供します。

カット	1,500円~1,700円
丸刈り	1,200円~1,600円
カット・パーマ	4.000円~6.000円

※上記金額は概算金額です。

## ⑥ 医療費控除申告に関する証明書の交付について

確定申告等の手続きで証明書の発行が必要な場合には、別途料金がかかります。

1枚あたり 1,000円

## ⑦貴重品管理料について

			_
1ヶ月あたり	1,	000	円

社会福祉法人三峰福祉会は、基本方針に基づき、地域社会に貢献し、全てのお客様及びご家族様からの期待に応えるべく、事業運営を図っていきます。諸サービスを提供するうえでお客様及びご家族様の情報は必要であり、基本方針に従って個人情報を取り扱います。

## 1. 基本方針

- ① 当法人は、個人情報保護法及び関連する法令・規範を遵守します。 当法人は、『社会福祉法人 三峰福祉会個人情報規程(以下「規程」)を 着実に実施し、維持するとともに、継続的な検討と改善に努めます。
- ② 当法人は、個人情報保護に関する管理体制を確立するとももに、規程を管理職及び従業員に周知し、個人情報の保護に努めます。
- ③ 当法人は、個人情報をお客様に明示した利用目的の範囲内で取り扱います。 なお、当法人はお客様及びご家族様から提供された情報を正当な理由及び 同意がある場合を除き、第三者に開示または提供しません。 サービス提供に関する情報も含みます。
- ④ 当法人では、個人情報を正確かつ最新の状態に保つとともに、個人情報の 紛失、破損及び漏洩等の予防に努めます。
- ⑤ 当法人は、お客様及びご家族様からのサービス内容の開示請求などに誠実 かつ迅速に対応します。

制定日2006年11月30日 社会福祉法人 三峰福祉会 理事長 納富 修次郎

# 2. 個人情報の利用目的

当法人は、お客様及びご家族様から個人情報をご提供いただく場合、あらかじめ個人情報の利用目的を明示し、その利用目的に沿って個人情報を使用します。

あらかじめ明示した利用目的の範囲を超えてお客様及びご家族様の個人情報を使用する必要が生じた場合には、お客様及びご家族様に連絡し、必ず同意を得た上で使用します。

- 1. 当法人は、お客様及びご家族様の個人情報を以下の目的のために使用します。
  - 1)介護サービス提供時
  - 2) 介護サービス提供時の体調不良などにより医療機関の受診などで利用 状況などの提供が必要となった場合
  - 3) 入居型施設をご利用の方で諸事情により他施設へ転出する場合
  - 4) 利用料金の請求書及び領収書の送付
  - 5) 施設広報などの発行
  - 6) 介護サービスを利用する上でのお客様情報の介護事業者への提供

- 2. 行政機関などに関する個人情報 所轄官公庁への業務上必要な連絡・報告・問い合わせなどへの対応時
- 3. 取引先、他事業者の職員、当法人の職員に関する個人情報
  - ・ 取引先、他事業者の職員及び当法人の職員の個人情報については、個人 の情報をより多く保持しており、取り扱いに十分注意します。 特に家庭の状況などについては個人的なものであり、それを知り得る職員 は十分に留意して取り扱います。
- 4. 個人情報を利用する場合の主たる事業
  - ・ 介護老人福祉施設サービス
  - ・ 短期入所生活介護サービス
  - ・ 通所介護サービス
  - ・ 居宅介護支援事業サービス
  - ※ 以上の4事業に関して個人情報をサービス提供時に使用します。

上記の事について説明を受け、同意します。

#### 利用者氏名

